

知ろう

ふせ 防ごう



障がい者虐待

しょうがい

しゃ

ぎやく

たい

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょう しゃ ぎゃくたい い か わ
障害者虐待防止法では、障がい者への虐待を以下の3つに分けて、

- ① 養護者による障がい者虐待
- ② 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- ③ 使用者による障がい者虐待

※養護者とは障がい者の身の回りの世話や金銭の管理などを行っている家族や親族などをいいます。

※使用者とは主に障がい者を雇用する事業主などをいいます。

なんびと しょう しゃ たい ぎゃくたい きてい
何人も障がい者に対して、虐待をしてはならないと規定されています。

しょう しゃ ぎゃくたい お か のうせい も
障がい者への虐待はどこでも起こる可能性を持っています。

ぎゃくたい う しょう しゃ しゅうい かた がた
虐待を受けている障がい者やその周囲の方々、

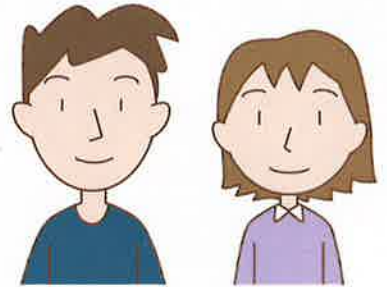
もし虐待があった場合は、担当窓口に相談しましょう。

障がい者虐待を防止するために、 虐待について知りましょう

障がい者とは？

障がい者とは身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

※障害者虐待防止法でいう障がい者には、障害者手帳を取得していない方や18歳未満の方も含まれます。



虐待を判断する場合のポイント

これって
虐待ですか？



POINT 1

障がい者本人が何をされているのか分からない場合があります



障がいの種類などにより、障がい者本人が虐待されていることを認識できない場合があります。また長い間、虐待を受けると障がい者本人があきらめてしまっていることもあります。障がい者本人の「自覚」は問わずに判断することが大切です。

POINT 2

しつけや指導といった、虐待をしている場合もあります



「自分を傷つけてしまう」や「他人を傷つけてしまう」など、しつけ、指導を理由に虐待が行われている場合もあります。虐待をしている側の「自覚」は問わず、しっかりと見極めましょう。

POINT 3

養護者と障がい者本人で虐待へのとらえ方が違う場合があります



施設で虐待が発生しても、養護者などは「面倒をみていただいているので仕方がない」などと思い、施設側に言えない場合があります。あくまでも障がい者本人を第一に考えて、虐待について判断しましょう。

おも しゅ るい わ 主に5種類に分けられます

しゅう い ぎやくたい
周囲に虐待のサインは
ありませんか？



4 ほうき ほうにん 放棄・放任 (ネグレクト)

しょうがいしゃ すいじやく せいじく げんじく ちようじかん ほうち
障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、3ページの
1から3に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。



たとえ 例えば

- 入浴させなかったり、衣服を取り替えない。
- ゴミが散乱しているなど、住環境が悪い。
- 食事を与えない。
- 必要なサービスを
受けさせない。



ほうき ほうにん 放棄・放任のサイン

- 身体から異臭、髪や爪が汚れている
- 部屋が汚れていて、ゴミは放置したままになっている
- いつも同じ服を着ている。
下着やシーツが汚れている
- 極端に空腹を訴える
- 病気やけがをしても家族などが
病院へ連れて行っていない



5 けいざいてきぎやくたい 経済的虐待

しょうがいしゃ ざいざん ぶとう しょうぶん
障がい者の財産を不当に処分すること、その他当該障がい者から不当
に財産上の利益を得ること。



たとえ 例えば

- 障がい者本人の同意なしに
財産や預貯金を処分・運用する。
- 日常生活に必要な金銭を障がい者本人に
渡さない。



けいざいてきぎやくたい 経済的虐待のサイン

- 賃金や年金などの収入があるにもかかわらず、身なりが貧しく、お金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭をもらっていない
- 障がい者本人の知らないところで
年金や賃金などが管理されている
- サービスの利用料や生活費の
支払いができない



障がいのある方々を周囲や地域で見守りましょう

障がい者の虐待は身近なところで起こりますが、密室性が高く、表面化しにくいという特徴があります。障がい者が安心して生活が送れるように、周囲や地域で障がい者を見守りましょう。

また、周囲の方々からの挨拶や励ましの言葉が、障がい者や養護者にとって心の支えとなります。障がい者の特性を理解して、障がい者を支援しましょう。

このような方が周囲にいませんか？



- 1 体に傷がある。
- 2 雨戸が閉まったままで、姿を見かけない。
- 3 何日間も、洗濯物が干しっぱなしである。
- 4 郵便物がたまったままになっている。

養護者や家族の方々も休息が必要です

疲れていませんか？



毎日の介護が大変で...

短期入所や通所サービスなども利用してみましょう。

介護のストレスや悩みが...

家族会に参加したり、カウンセリングなども利用してみましょう。

私(養護者)にも障がいがあります...

養護者や家族の方々にも障がいがあり、障がい者に支援が行き届いていない場合は、専門的な機関に支援してもらいましょう。

障がい者虐待は、障がいに関する理解不足、介護疲れ、障がい者と養護者との人間関係の強弱など、様々な要因が絡み合って起こります。障がい者の介護をする場合は、家族全員が協力して行い、地域のさまざまなサービスも積極的に利用しましょう。

また、心身ともに疲れ切っている養護者には、息抜きや趣味の時間をもち、リフレッシュすることが必要です。もし困ったことがあれば、抱え込まずに担当窓口にご相談して、アドバイスなどを受けましょう。



プライバシー
厳守!

虐待だと思ったら、 担当窓口に通報・相談してください!

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障がい者を発見したものは速やかに市区町村などの担当窓口に通報することが義務付けられています。また、通報等を受けた職員は正当な理由なしに通報等をしたものを特定させる情報を漏らしてはならないと規定されています。

虐待に関する通報や相談は、市区町村の担当窓口や障がい者虐待防止センターなどが受け付けます。通報したからといって不利益な取り扱いを受けてはならないと法律で規定されているので、迷わずに通報・相談してください。

通報する
義務があります!



しょうがいしゃぎゃくたい
障害者虐待に関する
相談や窓口はこちらへ



の み し しょうがいしゃぎゃくたいぼう し きょうせい か ない
能美市障害者虐待防止センター (いきいき共生課内)

でんわばんごう 電話番号	0761-58-2233
ファックスばんごう FAX番号	0761-58-2292
メールアドレス	ikiiki@city.nomi.lg.jp